

来年4月から
(平成25年)

一部を除き付加給付が廃止されます！

当組合は、健康保険法に定められた給付に加え、組合において規約を定め独自給付として付加給付を行っていますが、これらに要する財源も皆様方の保険料によって賄われています。

健保が負担すべき本来的な医療費や傷病手当金等の法定給付費は、現在、その保険料収入の54.14%を占める他、高齢者医療制度への支援金・納付金が保険料収入の47.37%(23年度決算)に達し、これらのいわゆる義務的経費のみで100%を超える状況がここ数年続いているところから、付加給付については別途積立金や準備金等の内部留保を取り崩して対応してまいりました。

しかしながら、平成22年度及び平成24年度の料率改定をもってしても別途積立金は既に枯渇し、準備金も法定ラインを切っている財政状況から、今後も医療費の適正化や保健事業の見直し、経費節減に向けての対策強化は当然のこととして、付加給付についても見直さざるを得ない状況となり、去る7月26日開催の第121回組合会におきまして、法定給付の経過と今後の見通し(別紙資料)など種々検討した結果、つぎの付加給付については平成25年4月1日以降廃止することが決議されましたのでお知らせします。

平成25年4月1日以降、廃止される付加給付

一部負担還元金

家族療養費付加金

合算高額療養費付加金

出産育児一時金付加金

家族出産育児一時金付加金

*「高額療養費」に係る付加給付

*「分娩」に係る付加給付

平成25年4月1日以降も平成25年3月31日以前の療養・出産については、従前の規定による付加給付を行います。

現行どおり存続する付加給付

埋葬料付加金

家族埋葬料付加金

法定給付の経過と今後の見通し等について

出産育児一時金は、平成18年10月に従来30万円から35万円に、平成21年1月からは38万円、同年10月からは、42万円と給付額がここ数年頻繁に増額されており、法定給付としての出産にかかる保障は一定の充実が図られたこと。

埋葬料については、逆に平成18年10月に従来標準報酬の1か月分(最低保証10万円)、若しくは被扶養者10万円から、被保険者本人・扶養家族ともに一律5万円に法定給付額が大きく減額されていること。

一部負担還元金については、高額療養費制度の見直しが現在政府で議論されており、現行約8万100円(一般)の自己負担限度額が、今後、本法上で年収により8万円、6万2千円、4万4千円に細分化される改善が図られ、その結果として法定給付額が実質的に増額となる可能性があること。

また、付加金制度の有無により各医療保険制度間の格差を助長する恐れのあることや、我が国の健康保険制度の根幹である医療費自己負担3割とする大原則からみて問題があるともいわれていること。

平成24年度には健保連に財政支援交付金を要求する予定であり、交付にあたっての事前審査において付加金制度の廃止が条件視されること。

以上のことから、法定給付が改善された(又は改善が見込まれる)一部負担還元金、家族療養費付加金、合算高額療養費付加金、並びに出産育児一時金付加金及び家族出産育児一時金付加金については平成25年4月1日から廃止とし、埋葬料付加金及び家族埋葬料付加金については存続となりました。